

日本空手道師範会規約

第1章 名 称

第1条 本会は日本空手道師範会と称する。

第2章 本 部

第2条 本会の本部を日本国に置く。

第3章 目 的

第3条 本会は日本の伝統文化であり芸術である空手道が、創成された当初の純粋な意味合いや考え方、修練方法などを正確に伝承し、その伝統武術の英知、武道としての心の修養、在り方を、国内のみならず、全世界に向けて発信し、普及且つ発展させるために設立された。

第4章 事 業

第4条 本会は全所の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 空手道殿堂（からてでんどう）は、空手界での顕著な活動をした人、また空手の発展に大きく寄与した人物に対して、その功績を称え顕彰するために創設された空手殿堂
2. セミナーおよび講習会・後援会の開催
3. 武道・道徳教育機関として講師の派遣
4. 地域親睦会、交流会の開催
5. 公認段位および称号の認定、その他表彰
6. 書籍およびDVD等の企画、出版、販売

第5章 役 員

本会は役員を置き、その任期は1期2年、上限4期8年とする。

ただし、再任を妨げない。

- | | | |
|---|------|----|
| 1 | 名誉総裁 | 1名 |
| 2 | 名誉会長 | 1名 |

3	顧問	若干名
4	名誉会員	若干名
5	会長	1名
6	理事長	1名
7	副理事長	5名
8	常任理事	10名以内
9	理事	20名以内
10	事務局長	1名
11	監事	2名
12	会計	2名
13	監査	2名
14	評議員	30名
15	賛助会員	若干名

第 5 条 理事長は理事会の推薦によってこれを推戴し、本会を代表して業務を総理する。

第 6 条 副理事長は理事会の承認を得て理事長が任命し、理事長を補佐し、理事長に事故等で業務に支障がある時は、その業務を代行する。

第 7 条 理事長は理事の互選によって選出し、常任理事会及び理事会を代表して本会の業務を統括する。

第 8 条 副理事長は理事会の承認を得て理事長が選任し、理事長を補佐し、理事長に事故等で業務に支障があるときは、その業務を代行する。

第 9 条 常任理事は理事会の互選により選出し、常時業務を処理する。

第 10 条 理事は評議員の中から選出し、当会の業務を議決処理する。

第 11 条 事務局長は評議員の中から選出し、当会の事務全般を処理する。

第 12 条 会計は評議員の中から選出し、会計業務を処理する。

第 13 条 監査は評議員の中から選出し、会計及び業務執行状況を監査する。

第 14 条 評議員は会員の中から選出し、この規約に定める事項を審議、決議する。

第 15 条 名誉総裁、名誉会長、特別顧問、会長は理事長が委嘱し、業務全般についての助言を行う。

第 16 条 名誉会員は理事長が委嘱し、当会の運営及び政策に関する最高の助言及び空手道技術に関する研究の助言を行う。

第 17 条 名誉会員は理事長が委嘱し、技術及び空手道に関する研究の助言を行う。

第 18 条 特別顧問は理事長が委嘱し、事業及び運営などに関する助言を行う。第 6 章
会 議

第19条 本会に次の会議をおく。

- 1 常任理事会 年2回
- 2 理事会の議長は理事長とする
- 3 評議員会の議長は理事長とする
- 4 理事総会 年1回

第20条 常任理事会は理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、規約事業の企画立案、並びに運営詳細の決定等、業務・事業運営の実行機関とする。会期は6ヵ月に1回を原則として、その他必要に応じて理事長が臨時に召集することができる。

第21条 理事会は理事長、副理事長、常任理事、理事をもって構成し、役員人事及び本会の執行方針、予算決算及び規約の改正等に関する重要事項を決議する。
会期は年2回とし、その他必要に応じて理事長または常任理事の決定に基づき臨時に召集することができる。

第22条 評議員会は理事長がこれを召集し、理事の推薦及び事業計画等について決議する他、理事会の諮問に応じ、必要と認めた事項について理事長に助言する。
会期は年1回とし、その他必要に応じて会長が臨時に召集することができる。

第23条 会議は各役員の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数でこれを決し、可否同数の場合は各議長の決するところによる。
会議は議事録を作成し、出席者代表2名以上の署名を確認して議長が捺印の上、これを保存するものとする。

第7章 組織

第24条 本会は次の構成をもって組織する。

- 1 本部
- 2 北海道ブロック
- 3 東北ブロック
- 4 関東ブロック
- 5 甲信越ブロック
- 6 中部ブロック
- 7 関西ブロック
- 8 中国・四国ブロック
- 9 九州ブロック（沖縄及び離島も含む）

第25条 本部に事務局を置き、事務局長及び各ブロック長は理事会がこれを選出し、本会業務の運営実施に当たる他、各ブロックの組織は、それぞれにおいて組織を構築し、これを理事会に報告する。

第26条 事務局には次の部を置く

- 1 総務
- 2 企画、国際・渉外広報
- 3 事業
- 4 会計

第27条 本会に入会を希望する者は、その所在地及び代表者氏名、住所などを記載した入会申請書および所定の用紙に記述し、入会金及び年会費を郵送にて本部に提出するものとする。

入会の不可は理事会の決定を経て、直ちに当該者に書面によりこれを通知する。

第28条 会員が当会を脱退する場合は、その理由を書面に添えて本部に提出するものとする。

脱退の可否は理事会の決定を経て、直ちに当該者が指定の書面によりこれを通知する。

第8章 会 員

第29条 本会は規約第3条の目的に賛同する者をもって会員とする。

入会及び退会は所定の手続きを経るものとする。

第30条 退会について退会は電話では受付いたしません事務局に書面にて申し出て下さい

第31条 除名について

次の項目に該当した場合は除名と致します

- 1、当会の名誉・信用を傷つけ、当会の規則に違反した場合
- 2、年会費を半年間滞納し、期限を定めた勧告に応じない場合
- 3、この定款に違反した時

第9章 資格認定審査

第32条 本会は別に定める規定に基づき資格の審査または審議を行い、その資格の認定証を授与する。

第10章 会計

第33条 本会の資格申請、登録及び役員年会費に関しては所定の申請料、登録料を本部に納入するものとする。

第34条 本会の会計は寄付金、登録料、会員年会費、その他の収入によるものとする。

第35条 本会の会計年度は1月1日から始まり12月31日までとする。

第36条 会計報告は監事の監査後に常任理事会、理事会、評議員会に報告し、その承認を受けるものとする。

第11章 賞罰

第37条 本会の発展のために功績があった者に対しては理事会の決議によりこれを表彰することができる。

第38条 会員に対して次の各号に該当する場合は、常任理事会による調査に基づき、理事会の決定を経て会長が処分を行う。

- 1 本会または空手道の名誉を傷つけたとき
- 2 本会の目的に反する行為のあったとき
- 3 本会の名称その他資格を無許可で濫用したとき
- 4 本会の諸規約に服従なきとき

第39条 前条の処分は次の通りとする。

- 1 戒告、解任、除名、賠償
- 2 本規約30条等の資格剥奪
- 3 会員の承認の取り消し

第12章 附 則

第39条 本規約に基づく細則は別に定める。

第40条 本規約の改正は理事会、評議員会の決議によらなければならない。

本規約は平成27年1月11日から施行する

会 計 細 則

第1条 規約第31条の登録については次の通りとする。

第2条 会員年度登録資格認定受審および本会の会員数把握のため、各会員は、所定の用紙に会員名および必要事項を記載して本部に提出する。

第3条 入会金および年会費

会員以上 10,000円 / 年
評議員 5,000円 / 年
入会金 10,000円 / 入会時

第4条 段位登録料は次の通りとする。

初段位 30,000円 六段位 100,000円、弐段位 40,000円
七段位 150,000円 参段位 50,000円 八段位 200,000円
四段位 60,000円 九段位 300,000円 五段位 70,000円
十段位 500,000円
第5条 称号登録料は下記の通りとする。

錬士 5万円
教士 7万円
範士 10万円

第6条 その他会計に関して必要な事項は常任理事会において審議し、理事会、評議員会で承認を得るものとする。